

「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の概要

令和5年3月22日
復興防災部消防安全課

1 目的（第1条）	自転車の安全で適正な利用を推進し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。
2 基本理念（第3条）	5 自転車の点検整備（第10条）
自転車の安全で適正な利用の促進は、県、市町村、県民、自転車利用者、事業者、及び交通安全団体が適切な役割分担の下に、相互に連携協力して行う。	・ 自転車利用者、保護者、事業者 （事業活動のため従業者が自転車を利用する場合）及び 自転車貸出業者 は、利用又は貸出しの用に供する自転車について、 定期的な点検及び整備 に努める。 ・ 自転車小売業者 は、自転車購入又は整備する者に対し、 当該自転車の点検及び整備に係る必要な情報を提供 するよう努める。 ・ 県 は、交通安全団体と連携し、自転車の定期的な点検及び整備について、 情報の提供、助言その他の必要な措置 を講ずる。
3 各主体の主な責務（第4条～第8条）	6 自転車損害賠償責任保険等への加入等（第11条～第12条）
○ 県の責務（第4条） ・ 自転車の安全で適正な利用の促進に関する総合的な施策を推進する。 ・ 市町村及び交通安全団体が実施する施策及び取組について、情報提供、助言その他の必要な支援を行う。 ○ 県民の責務（第5条） ・ 自転車の安全で適正な利用についての理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める。 ○ 自転車利用者の責務（第6条） ・ 法その他道路の交通安全の確保に関する法令を遵守し、及び交通事故防止に関する知識を習得し、自転車の安全で適正な利用に努める。 ○ 事業者の責務（第7条） ・ 事業活動において自転車の安全で適正な利用に取り組むよう努めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める。 ○ 交通安全団体の責務（第8条） ・ 法その他道路の交通安全の確保に関する法令遵守に関する啓発その他の取組を自主的かつ積極的に行うよう努める。 ・ 県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める。	○ 自転車損害賠償責任保険等への加入（第11条） ・ 自転車利用者、保護者、事業者及び自転車貸出業者 は、 自転車損害賠償責任保険等 に加入するよう努める。 ○ 自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供（第12条） ・ 県 は、交通安全団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する 情報の提供その他の必要な施策を講ずる 。 ・ 事業者（従業者が通勤又は事業活動に自転車を利用する場合） は、従業者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する 情報を提供 するよう努める。 ・ 学校の長（児童、生徒又は学生が自転車を利用して通学する場合） は、児童、生徒若しくは学生又はその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する 情報を提供 するよう努める。 ・ 自転車小売業者 は、自転車購入又は整備する者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する 情報を提供 するよう努める。 ・ 自転車貸出業者 は、自転車借受者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する 情報を提供 するよう努める。
4 自転車の安全で適正な利用等に関する教育等（第9条）	7 自転車に係る道路交通環境の整備等（第13条）
・ 県 は国、市町村及び交通安全団体と相互に連携協力し、自転車の安全で適正な利用に関する 交通安全教育、広報及び啓発活動 を行う。 ・ 保護者 は、自転車を利用する、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する 教育 を行うよう努める。 ・ 事業者（従業者が通勤又は事業活動に自転車を利用する場合） は、従業者に対し、 必要な啓発及び指導 を行うよう努める。 ・ 学校の長 は、児童、生徒又は学生に対し、 教育又は啓発 を行うよう努める。 ・ 自転車小売業者及び自転車貸出業者 は、自転車購入又は整備する者及び自転車借受者に対し、安全で適正な利用に必要な 情報提供 を行うよう努める。 ・ 県 は、交通安全団体と連携し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めるための取組について、 情報の提供、助言その他の必要な措置 を講ずる。	・ 県 は、 国及び市町村と連携し 、自転車利用者が自転車を安全に利用することができる 道路交通環境の整備 を図る。 8 附則 令和5年4月1日 条例の施行（第9条～第12条の規定を除く） 7月1日 条例の施行（第9条～第12条の規定）